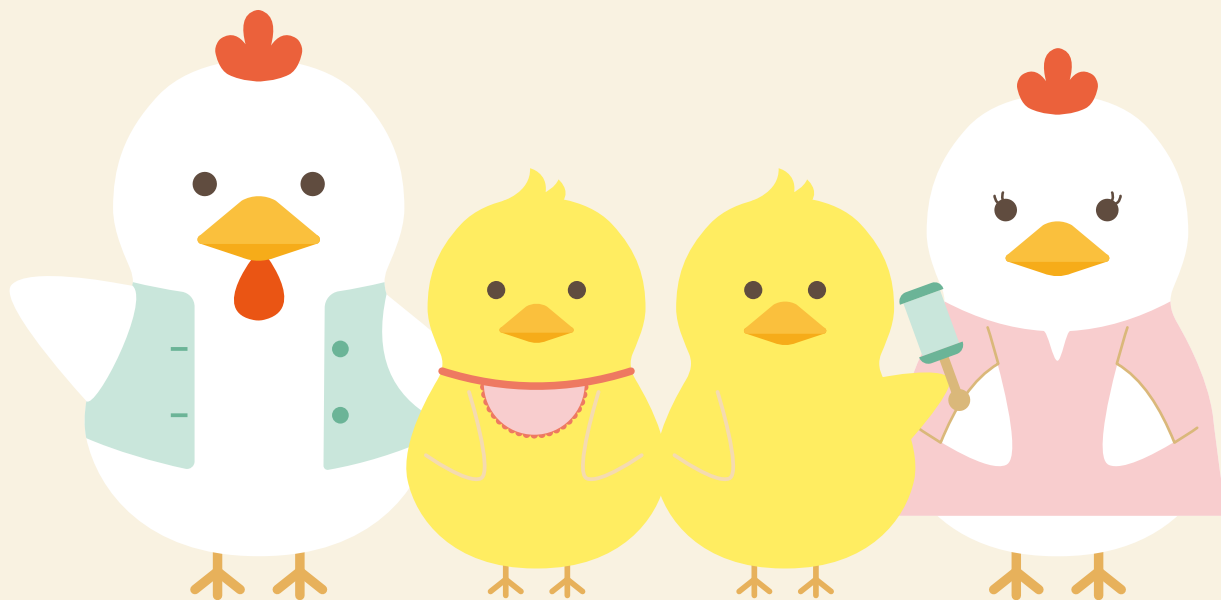


令和3年度 **働くパパママ**  
**育休取得応援奨励金**



従業員の**育児休業\***取得を推進する  
都内企業等のみなさまを支援します

\*育児休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条 第1号に規定する育児休業をいいます

働くパパ  
コース

男性従業員に育児休業を取得させた  
都内企業等対象(企業・法人規模不問)

育児休業連続15日取得 **25万円支給**  
15日取得以降15日ごとに25万円加算 **上限300万円**(年度内1回のみ)

**特例措置** 従業員数300名以下の中小企業等の皆様は条件により特例措置があります

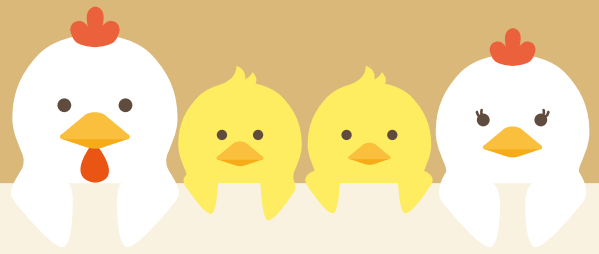
働くママ  
コース

従業員に育児休業を取得させ職場環境を整備した  
都内中小企業等対象(従業員数300名以下の企業・法人)

**125万円支給**(年度内1回のみ)

育休から復帰し、3か月経過後に申請可能です /

# 奨励金の概要



## 働くパパコース

### ↓ 奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

申請日時点で都内在勤の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでに連続15日以上の子育て休業を取得し、復帰後3か月以上継続雇用されていること

### ↓ 中小企業等を対象とする特例措置（新設）

- ① 子の出生後8週の期間に30日以上の子育て休業を取得した場合は、助成額に一律20万円を加算
- ② 子の出生後8週の期間に初回の子育て休業を取得した場合は、2回目の子育て休業期間を初回の子育て休業期間と合算して申請が可能

## 働くママコース

### ↓ 奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

申請日時点で都内在勤の従業員（雇用保険被保険者）が、子が1歳に達するまでに子育て休業を開始し、1年以上取得（法定の産後休業期間含む）した後、復帰後3か月以上継続雇用されていること

### ↓ 環境整備要件

- 復帰するまでの間に復帰支援として面談を1回以上かつ復帰に向けた社内情報・資料の提供を定期的に行ったこと
- 育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について、いずれかを就業規則に令和3年4月1日以降に整備したこと
  - ① 育児休業期間の延長
  - ② 育児休業延長期間の延長
  - ③ 看護休暇の取得日数の上乗せ
  - ④ 中抜けありの時間単位の看護休暇導入
  - ⑤ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

### 申請期間

育児休業から復帰後3か月经過した翌日から2か月以内  
または令和4年3月31日のいずれか早い日まで ※ただし、予算の全額が執行されると終了となります

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉

 公益財団法人 東京しごと財団  
雇用環境整備課 育児休業促進支援担当係

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館5階 TEL.03-5211-2399

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

東京しごと財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusutoku.html>



<https://tokyo-telework.jp/lp/2002app/index.html>

リサイクル適性  この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年4月作成